

議員提出意見書案第3号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成28年6月23日

生活産業常任委員長 関根保良

須賀川市議会議長 広瀬吉彦様

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

政府の統計により、雇用労働者の4割が非正規雇用になり、4人に1人が懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアという状況にあることが明らかになった。こうした不安定雇用及び低賃金は、とりわけ若者の自立や結婚、出産・育児等にも影響を与え、社会問題となっている。賃金の引上げにより経済の好循環を実現することは緊急の課題である。

その点で、地域別最低賃金が極めて低い水準にあることは問題である。平成27年の地域別最低賃金は、最高の東京都で時給907円、福島県では705円、最も低い県では693円となっている。福島県においては、フルタイムで働いても月収は約12万円にすぎず、自立した生活を送ることはできない。

また、福島県及び東京都では、同じ仕事をしていても時給で202円、月額換算で約3万円の格差があるため、若い労働者の県外流出の要因ともなっている。原発事故からの復興を目指す福島県にとって、こうした地域間格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げることが必要である。

平成22年の雇用戦略対話では、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32(2020)年までに全国平均1,000円を目指すとした政労使合意も確認されている。最低賃金の引上げのためには、欧米諸国のように政府が率先して大規模な中小企業支援策を講ずる必要がある。

よって、本市議会は下記事項の実現について強く求める。

記

- 1 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を設けるなど中小企業への支援策を拡充すること。
- 3 平成22年6月の雇用戦略対話に基づく政労使合意を平成32(2020)年までに確実に実行し、最低賃金の大幅引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛

議員提出意見書案第4号

労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成28年6月23日

生活産業常任委員長 関根保良

須賀川市議会議長 広瀬吉彦様

労働時間と解雇の規制強化を求める意見書

健康で文化的な生活が保障される社会を実現させるためには、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制及び安定した雇用が必要である。働く現場では、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働、常に雇用不安に苛まれる非正規雇用が広がり、心身の健康を損なう人が後を絶たない。過労死等防止対策推進法の制定後もなお、過労死や過労自死する人が続出する事態にあり、そこからの脱却は急務である。

こうした折に、労働時間や解雇の規制を緩和し、不安定な派遣労働を広げることは、より深刻な状況をもたらすものである。心身の健康を無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、労働時間の短縮及び安定した雇用を実現するための法制度の整備こそ、求められている。

よって、本市議会は下記事項の実現について強く求める。

記

- 1 労働基準法の改正においては、労働時間規制の適用除外の拡大（高度プロフェッショナル制度）や裁量労働制の対象拡大・手続緩和は行わず、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働について、規制強化を図ること。
- 2 期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会を目指し、労働者派遣法を早急に改正すること。改正にあたっては、派遣労働は臨時的・一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること。
- 3 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

議員提出意見書案第5号

被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成28年6月23日

教育福祉常任委員長 生田目進

須賀川市議会議長 広瀬吉彦様

被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書

東日本大震災から5年が経過し、平成23年度に創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、被災児童生徒就学支援等事業交付金となって、2年目を迎えた。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

被災児童生徒就学支援等事業交付金での支援を受けている子どもの数は、全国で、平成23年度67,639人、平成24年度58,352人、平成25年度52,287人、平成26年度47,463人であり、学校現場からも当該事業の継続を強く望む声が届いている。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は、平成27年度で終了し、平成28年度からは、「復興・創生期間」となった。

平成28年3月11日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の具体的な取組の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とある。福島県内外で避難生活を送る子どもたちには、これからも経済的な就学等支援を必要とする子どもたちがたくさんいる。

また、福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われている。被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学支援は最も重要であり、平成29年度以降も被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援に対し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援に対し、必要な予算措置を行うこと。

平成28年6月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

復興大臣

文部科学大臣 宛

総務大臣

財務大臣